

○財団法人相模原市中小企業勤労者福祉

サービスセンター寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を神奈川県相模原市西橋本5丁目4番20号に置く。

(目的)

第3条 センターは、相模原市内に在住し、又は在勤する中小企業勤労者を対象として、健康管理事業、自己啓発及び余暇活動に関する事業等を総合的福祉事業として行うことにより中小企業勤労者の福祉の向上を図り、もって中小企業の振興及び発展並びに地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 中小企業勤労者の健康の維持及び増進を図るための健康管理事業
- (2) 中小企業勤労者の老後生活の安定を支援するための教養講座等開催事業
- (3) 中小企業勤労者の自己啓発及び余暇活動を支援するための研修会、ツアー等開催事業
- (4) 中小企業勤労者の財産形成を支援するための融資あっせん事業
- (5) 中小企業勤労者の在職中の生活安定を図るための共済給付事業
- (6) 相模原市立勤労者総合福祉センターの管理運営事業
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、センターの事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、神奈川県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託 会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 センターの事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度開始前に理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第12条 センターの事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業概要報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第13条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事の3分の2以上の同意を得なければならない。

第3章 役員

(種類)

第14条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事(理事長、副理事長及び常務理事を含む。) 15人以上20人以内
- (5) 監事 2人

(選任等)

第15条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 役員の構成は、役員相互に親族その他特別の関係にある者の数が役員の3分の1を越えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族、その他特別の関係にある者であってはならない。

(職務)

第16条 理事長は、センターを代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、センターの常務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、センターの業務の執行を決定する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
 - (1) センターの財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) センターの財産の状況及び業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを評議員会及び神奈川県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、評議員会の招集を請求すること。

(任期)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において評議員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員は無給とする。ただし、常時勤務する役員に限り、報酬を支給することができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 顧問

(顧問)

- 第20条 センターに顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
 - 3 前項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 理事会

(構成)

- 第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第22条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、センターの運営に関し重要な事項を議決する。

(開催)

- 第23条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面によって招集の請求があったとき。

(招集)

- 第24条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。ただし、理事長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この日数を短縮することができる。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の場合において、前2条の規定の適用については、理事は会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の氏名（書面表決者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 センターに評議員を置く。

2 評議員は、理事会において選任し、その数は15人以上20人以内とする。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 第17条から第19条まで（第19条第1項ただし書を除く。）の規定は、評議員の任期、解任及び報酬等について準用する。この場合において、これらの規定中、「役員」とあるのは「評議員」と、第18条中「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 評議員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面によって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

5 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

6 評議員会には、第26条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第7章 会員、会費

(会員)

第32条 センターに会員を置く。

2 会員の資格については、理事長が別に定める。

3 会員は、センターの事業の推進に積極的に協力しなければならない。

(会費)

第33条 会員は、理事長が別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

第8章 事務局

(事務局及び職員)

第34条 センターの業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ神奈川県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第36条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほ

か、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、神奈川県知事の承認があったときは解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、神奈川県知事の承認を得て、センターと類似の目的を有する公益法人又は相模原市に寄附するものとする。

第10章 雑則

(委任)

- 第37条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

附 則

- 1 センターの設立当初の役員及び評議員は、第15条第1項及び第2項又は第30条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿及び評議員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項又は第30条第4項の規定により準用する第17条第1項の規定にかかわらず、役員にあつては平成4年3月31日まで、評議員にあつては平成3年3月31日までとする。
- 2 センターの設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。
- 3 センターの設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。

附 則

この寄附行為は、平成11年2月26日から一部変更して施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年4月1日から一部変更して施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年4月1日から一部を変更し施行する。